

援助行動の事例研究

——社会的行動発生場面への接近——

細 江 達 郎

序

人がなぜ緊急事態などで他人を援助する行動をとるのかという「援助行動」の研究課題は、人がなぜ「犯罪行動」をするかという課題と同様社会心理学的に興味ある課題である。一般に人は援助行動の生起（あるいは非生起）の原因を援助者の個人に帰属する傾向がある¹⁾。これは犯罪行動の研究が持続した「犯罪者」特性の発見に集中してきた傾向に相応している。犯罪研究は行為者の態度さらにはその態度形成に係わる生理心理的あるいは社会文化的諸条件の解明に寄与はしてきているが、そのような条件を持った行為者が特定場面でもなぜ犯行を選択し、その他の行動をとらなかったかについては、つまり犯行発生場面についての状況的研究は必ずしも十分なものとはいえない²⁾。犯罪研究のこの傾向はいくつかの理由が考えられる。心理学は主としては個人の内的過程の性質を研究する為に、犯罪研究においても、社会的行動³⁾としての側面より「犯罪者」としての内的一貫性をもとめる傾向が強い。さらに犯罪研究の場合、技法上の問題点として、犯行場面の内秘性、加害場面に係わる被害者等関係者への接近の困難性がある。しかし、犯罪が特定場面での社会的行動の生起をもって確定する事実である限り、この発生場面が研究の基本的場面とならなければならない。このように社会的行動発生場面の研究は従来の心理学的視点を包括したより行動科学的な接近の枠組みを必要としている。本論で対象とする援助行動は他者との係わりが前提とされる社会的行動のひとつであり、それは状況的場の構造との関連で生起することが容易に理解される社会行動として特徴的である。本研究では犯罪行動と対比され

1) 例えば援助者は愛の心が満ち溢れているとか、勇気があったとか、逆に援助がなされると冷淡な人だとか、都会人や若者の無関心・無感動などといった個人の内的状態に原因をもとめる傾向。

2) 犯罪心理学の研究書において発生場面について割かれている部分はわずかである。犯行場面研究については、最近筆者も分担者となっている総合研究「犯・非犯者の犯・非犯場面における認知構造に関する総合的研究」代表者安倍淳吉（昭和58年度）により組織的に研究がなされてきているが、犯罪心理学研究全体の中では未だ主要な位置づけはされていない。

3) 行動の意味が他者との客観的影響で規定されるような行動。

る⁴⁾と考えられる「援助行動」を素材として、社会的行動研究において十分な展開をしてこなかったこの発生場面の構造を異なった角度から接近することにより、その解明に寄与しようとするものである。

問題と方法

援助行動の研究は1960年代後半以降緊急事態で援助をしない傍観者への関心から、急速に増大し、愛他心の発達や道徳性の形成などの発達心理学的観点も含め多岐にわたって展開してきた⁵⁾。しかし、援助行動の研究が、愛他心の形成、合法的態度の定着、援助規範の学習といった従来からの心理学的側面にのみ焦点が置かれている場合は、上述の犯罪行動研究の展開と同様、行動発生の規制を十分に明らかにできない。この点援助行動研究の隆盛のきっかけとなったとされる Latané と Darley (1970) が論じている規範定着は行動の決定因としては重要でないという指摘は意味がある。もっとも、援助行動の生起を社会的規範の内化による説明を重視したといわれる Berkowitz (1972) も行動発生の社会心理学的視点の重要性を指摘しており、現実の行動場面では規範の salience (顕出) が必要であるとしている。この規範の顕出や活性化についても行動発生の前提にはなるが結局は場面状況での力動関係の把握の必要性は依然として残る⁶⁾。確かに、人を助けるという規範は一般的過ぎるし、具体的な行動のレベルに関連してみれば矛盾する規範が並存することはよくあることであり、その意味で規範と行動との関係は具体性を欠くし、さらに特定の規範の自我構造の中での位置づけは一樣ではない。一方、法規範の非適応行動としての「犯罪行動」も反法的価値態度を常に意識的に有している訳ではない。また法規範に

-
- 4) 援助行動と犯罪行動がどのような対応関係にあるかは議論のあるところである。犯罪行動の社会心理学的規定は加害—被害の影響関係とともに、それを抑制する法的裁制との動的関係で定義されるが、これに対応した場合、援助—被援助者関係と、その行動を促進する法的(広い意味で規範的)指示を含むものと考えることができる。しかし援助実施そのものが明確に法的強制をもち非援助が法的違反行為になる場合があるなど、この援助に係わる法的関連性は単純ではない。このように法的側面からの検討も援助行動については、さらに行なわれなければならないし、その種の研究も散見される(Kaplan 1982)。また援助行動を攻撃行動と対比する例もある(Krebs et al 1985)が社会的行動という視点からみると、これは相互関係の形式的対応性を重視しており他者への実質的な影響性に関しては必ずしも対応されるべきものとは言えない。
- 5) Smithson et al (1982) は1960年代に始まった研究が70—76年隆盛となりつつも現実場面での研究欠如といった社会心理学一般の問題性をもちつつ多様な説明モデルが並存している状況を指摘しており、この点は、現在でもそれほど変わっていない。松井(1985)は援助モデルの最近の動向の同様な混乱を指摘している。
- 6) 規範を指定することによって、特定行動は確かに現れるが、その指定者が場面からいなくなると、行動が消滅する例は Latané & Darley (1970) の公園でのフリスビー遊びの現場実験がある。また道路交通法のスピード取り締まり現場での走行速度の減少と取り締まり場面通過後の速度の回復については、規範の活性化とともに対応するサンクションとの動的関係を捉えなければならないことを示している。この点に関しては細江(1986)は交通取り締まりと規範の関係について報告している。

対する反発的態度は日常生活のなかに並存している (Matza 1964)。特に社会化—反社会化の間で揺れ動くような青年期非行や、犯罪行動の意欲的・目的的な実行を考えなかったような多くの初発非行は、反法的価値態度の定着といった主体的条件での説明からのみ接近しては、その必然性を理解できない⁷⁾。社会的に承認され支持されている規範と関係する援助行動の場合、一般化している規範の定着学習の側面のみでは行動の生起を十分説明しえない。それゆえに援助行動の場合犯罪行動の研究以上に、規範や態度学習の視点を越えて発生場面の研究が重要視され、具体的な援助場面での援助者あるいはそこに係わる人たちの心的過程を分析する研究が必要とされてきている。

援助行動生起の過程

前述のように援助行動研究において状況的視点の重要性は多く認められる所であるが、特にその生起の過程についてはこれまでに、いくつかのモデルが提出されてきている。最もよく知られたものに Latané & Darley (1970) の介入過程のモデルがある。これは後の諸モデル研究のもととなった示唆的なものであり、それだけに問題点も多いとされている。第一段階として事態にきづく段階、つぎにその事態が援助すべき緊急事態か解釈する段階となる。緊急事態だと解釈されたとき、それに介入する責任は誰にあるのか自分にあるのかが決まされる。責任の所在が自らにあると判断された場合、援助内容が具体的に検討される。適当な援助内容が選択されたとき、ようやく、介入の実行過程に入ることになる。以上の各段階のいずれかにおいて該当されなかったとき、介入行動は取られなくなる。第3段階の個人的責任の度合いの決定はこの過程の中で最も重要なステップとされている。「事態を目撃者が責任をもって收拾すると感じるかどうか」の心的過程と、彼が批判した社会的規範とがどのように異同しているのかについては、議論のあるところである。もっとも現在でも責任 (responsibility) の概念は心理学では十分吟味された概念とはなっていない。例えば「援助する責任がある」といった時、その事態に対してなんらかの反応をとらなければならないことを意味すると共に、取らなければならない原因への責務を同時に想定している。このことは責任があるというとき、原因に責務があるひとが援助行動の責任があるということ、および、原因とは係わりがなくてもその場の状況から生じる責務からの援助行動への責任の存在の二面が少なくとも考慮されなければならないことを意味している。この点は本論ではより詳細に検討する。

Bar-Tal (1976) はそれ以前の研究を総括して判断過程を中心とした枠組みを提供して

7) 犯罪の発生場面については場面状況に支配される場面誘引・被支配型から場面選択・形成型への展開がある (安倍 1978)。

いる。最初の段階は何か変わった奇妙な事態が発生していることに気づくこと (awareness) である、ここでは犠牲者が直接間接に誰に向かってアピールを出しているかが問題となる。緊急事態と気づいた観察者は、つぎに興奮するなどの生理的覚醒状態となり、さらにこの過程の最も重要な判断過程に進むことになる。判断過程には3種の判断が含まれる。その一つは起きた事象が緊急事態かどうか分類 (labeling) する過程である。犠牲者のアピールが直ちに緊急性を明らかにできる場合もあるが、一般に多くの緊急事態は曖昧でその判断は容易でなく、同席する他者の行動・判断も重要な手掛かりとされる。もう一つの判断は責任の帰属である。特にその事態がどのような原因によって引き起こされたか、つまり犠牲者の内的な原因によるのか、犠牲者にとっては統制出来ないそれ以外の原因なのか判断される。犠牲者に原因在りとされる場合援助は積極性を一般に失う事になる⁸⁾。もうひとつの判断は利害得失の計算である。援助行動をとった場合とそうでない場合の利害が判断される。事態の緊急性の判断・責任の帰属の判断・利害得失の判断の3つは互いに関連しあって援助するかどうかの総合的な判断過程を構成することになる。この判断の後、決定及び行動の段階を持つことになる。この判断過程全体に影響をあたえる変数として、援助者の個人的変数・援助状況の変数・犠牲者側の特徴・文化的変数の4つがあげられている。この判断過程に係わるとする4変数は、それまでの研究の総括から思弁的に引きだされたものであるために関連性が充分には説明されてはいない。また事態に気づく際の犠牲者側のアピールが誰れに向かってだされているかという問題は援助者非援助者関係を考慮していく必要性を意味している。本研究ではこの関係も検討される。

Schwartz & Howard (1981) は一定状況下で反対の規範や多数の規範が並存するという Latané らの批判に対応し、援助を促す一般的な社会規範に対して特定状況下での行為が迫られ個人の感情の内的体系としての個人規範の概念を提唱し行動と規範の関連をより明確に説明している⁹⁾。Schwartz のモデルは5段階に分かれている。最初は援助者の援助欲求に注意 (attention) する段階で、ここには相手の欲求に気づく・その欲求に応えるべき行動があるかどうかの確認・その行動を取ることが可能かどうかの認識が含まれる。

8) 責任判断における帰属の過程は援助行動に別な角度を提供する。例えば我々は一般に援助者に対しては援助者自身の内部に援助(愛)の心があると内的に帰属するが、援助者は大概その場面にいれば誰でも助けたと状況に帰属し謙遜する。また緊急事態で援助しなかった事件を非援助者の内部の冷淡さに帰属し、状況に帰属しない傾向は前述したとおり一般によくあることである。竹村・高木(1987)の援助行動と非援助行動との原因帰属の差異の検討等帰属理論の視点が援助行動研究により精緻な展開を可能にしている。

9) 個人の内的状況としては他者の援助欲求への感受性の程度を想定している。この程度の高さが援助行動の促進と関連があることを示唆している。同様に松井(1981)は援助行動の構造分析から共感性という性格特性⇒規範意識⇒援助行動の因果関係をしめしている。このことから松井は他者の苦境との出会⇒共感的苦痛の発生⇒援助すべきという個人規範の賦活⇒援助行動生起というモデルを想定している。

それぞれ否定的なときには行動化に向かわない。この段階が可能となると義務感を生起させる動機づけ段階にはいる。ここでは前述の個人規範が重要となる。つまり、前段階で考えられた行動を取ることに對する自分にとっての意義づけがなされることになる。これには3種類の意義づけがふくまれる。一つは道徳的といったこととは直接関連しないその行為自身にある心理的・物理的意義(スリルがあるといった)、つぎに個人的に内面化した道徳規範(その個人にとって重要だと思っている規範)と、いわゆる社会的な規範(その場面では誰れがその行為をすべきであるかといった)に関連した意義づけである。個人規範及び社会規範の意義づけがNOのときは行動に向かわない。YESとなった場合援助行動に向かつて予期的に評価判断する段階に向かう。ここでは動機づけられた援助者が援助に伴う諸々のコストと利益を計算することになる。その結果、ここで決定がでると行動の着手の段階となる。ここで決定がでないと援助行動を採らずにそれまでの判断の再評価をおこなう防衛の段階に移行しそれまでの判断を修正する。つまり必要性がなかった・効果的な援助行動がなかった・その行動を実行する能力がなかった・そうしなければならない義務感にかかわる責任がなかったと防衛的に修正する。その防衛過程はそれぞれ以前の判断過程に還元され、あらたに援助をとるかどうかが再吟味される。このモデルは個人規範をとりあげたことのほか防衛過程をふくめるなど各段階の関連および援助を行わない場合の説明など多くの示唆をあたえている。本研究でも援助行動の選択・変更の過程に参照される。

さて、上記のように援助行動生起の過程については各種のモデルが示されているが、共通して最初の段階としての知覚段階、以下判断過程→行動過程まで基本的には類似の段階が想定されている。しかし、特に判断過程に係わる要因に関しては多様であり、すでに見てきたように、状況と内的過程とが論理的にも整合性をもたず並列化されたり、判断過程も規範による指示といった認知面と感受性といった感情面との関連性は充分整理されていない。さらに責任性の判断において帰属過程の係わりは判断過程の段階に一層精緻な分析を必要としている。本研究では以上見てきたモデルを参照しながら、1) 発生場面での援助者-非援助者関係を含めた気づき、2) 責任性の判断、3) 行動の選択の3視点を仮説的な整理の枠組みとする。

対象と手続き

援助研究の多くは現実問題を限られた要因で実験的に行うか、あるいは質問紙等による多要因を多変量的に処理する方法によっている。これらはいずれもその方法的特殊性の中でそれなりの成果をあげているが、現実問題としての緊急事態の援助行動の過程を分析するためには犯罪行動などの研究では一般化しているインテンシブな事例研究がこの種の研究の出発点としても、また理論モデルの検証の点からも、さらにはより総合的な理論の展

開のためにも方法として再評価される必要がある。援助行動研究ではフィールド実験は多くみられるが事例研究はこの研究の初期はともかく最近ではほとんど見られない。犯罪研究での事例研究においてはすでに指摘したように犯罪者の個人的歴史性つまり生活史的必然性が中心となり発生場面の状況的場的関連性は十分なものとはいえない。前述のようにこの原因は心理学の研究の性質によるとともに、研究技法上の問題性が考えられる。援助行動においても同様な問題性があるが、事象の内秘性や対象への接近の困難性は犯罪行動よりも克服可能である¹⁰⁾。研究進行上の制約は実験法等での方法的制約による結果の限定と比較してもそれほど大きな問題性はないと思われる。むしろ、そのような制約の問題性を越えて援助行動の実際場面での複雑な過程を記述する意義は多いと考えられる。以上の点から本研究では現実の援助行動をその発生事態に表れる多様な現象を援助者の視点からできる限り詳細に記述し、それに基づき援助行動の意思決定過程を具体的力動的に明らかにしようとするものである。

緊急事態の援助行動は現実には日常的に存在することになるが、研究対象として集められるとなると限定される。そのために本研究では人命救助として警察等の公的機関の表彰を受けたものをその対象として選定した。対象事例が表彰という特殊な事例であることの限定性は当然考慮されなければならない。人命救助で表彰されるという含意は救助者が必ずしもそれをする当然の責任はなかった（親が子供を援助するなど）、そこにいた誰もが援助した訳ではない、援助は容易なものではなくなんらかの損失があった、援助がおこなわれなければ大変悪い状態（人命の喪失）となった、といったことである。これは緊急性・自発性・損失・一般的意味からの有責性を持たないなどの従来の援助行動の特質を明瞭にもつものであり、Bar-Tal (1976) 以来の援助行動の定義のなかで最も特徴的な、利己的でない・順社会的な・愛他的かつ・緊急的タイプの援助行動を説明する事例として適切なものと思われる¹¹⁾。本報告では昭和58年4月より60年9月まで岩手県内で人命救助の警察等の表彰をうけた事例のうち26例を直接の対象とした。これはこの間で表彰されたものの約半数にあたる。

対象は面接可能なもの（県内在住者等）を選択し、33例に面接したが資料的に不十分なものを及び後述の緊急性の視点から該当しない事例を除いた24事例を直接の報告の対象と

10) 研究者が対象へアプローチする具体的過程は研究上は、あまり重要視されないか、重要だと理解していても、その部分はいわゆる客観性の視点から無視する傾向がある。行動科学の資料の多くは、研究者との相互作用の産物であり、アプローチの容易さ等対象者と研究者の関係等は本来的に考慮にいれなければならない条件である。詳しくは細江(1983A・B)のフィールドリサーチ論参照。

11) 高木(1982)は援助行動を援助出費・個人規範からの指示・社会規範からの指示の3次元で各種の援助行動を7群にわけ緊急事態の援助行動をその3次元とも必要とする唯一のものとしている。

する。これらの対象事例は警察資料等による関連事象の確認と発生場面の物理的構造の現地調査をおこなった。面接は表彰された主たる援助者はもちろん、可能なかぎり、発生場面に立ち会ったひと、被援助者などにも実施した。面接は資料との整合性を確認しつつ、場合によっては複数回行われた。

結果と考察

事例整理の枠組み

以上の視点からの対象者24事例を主たる援助者をめぐって、1) 主たる援助者と援助場面の状況、2) 主たる援助者の側から見た援助責任の促進過程、3) 援助行動の選択過程の3側面で整理した¹²⁾。詳細は事例表(表1-A, 1-B, 1-C)参照。実際の援助場面は援助者は一人でなく複数であり場合によっては傍観者に留まる人も出てくる。ここでは表彰された対象者を中心とする主たる援助者から資料を整理してみる。1) では1) 主たる援助者の属性、及び2) 被援助者の属性と3) 両者の関係が確認される。4) 援助すべき事態の発生に関係した人、5) その事態発生の直接の原因、6) 主たる援助者がその原因に係わっていたかの3点は発生原因と、それへの援助者の責任の関連から確認される。事例表でみるように、主たる援助者はこの原因に当然ながら係わらないこととなる。次に8) 事態の緊急性の程度と7) その判断における他者の役割が確認される。

2) の主たる援助者の援助責任の促進過程は、1) 事態発生の責任の有無、2) 被援助者との関連における責任の有無、3) 他者がすでに援助行動をとっていることからくる責任の有無、4) 他の援助者の存在の有無、5) 事態に面した人の中での役割、及びそれらの人の発生場面からの距離による責任の有無、6) 他者の援助が欠如していることによる責任の有無(援助行動をしない、援助の失敗、能力不足)がそれぞれ確認される。

3) の援助行動の選択過程では以下のことが整理確認される。1) 他者のとっている援助行動の有無と内容、2) そのとき想起した介入様式の数と種類、3) 選択した介入様式の実行可能性の見積もり、危険度、経験、4) 介入様式に関して他者からの指示の有無、5) 他者への指示の有無、6) 介入様式の変化の過程、他者による援助行動に移行するなどの当該援助行動の終了がそれぞれ確認される。

事例：事例は主たる援助者の側から上記の枠組みで整理し事例表にまとめてあるが、以下は簡単にその概要を述べる。

12) この枠組みは前述してきた問題点に基づくとともに、すでにこれまでの報告(細江1985・1987)で検討してきた視点、事態の緊急性とその見積り、援助行動実行可能性とその見積り、事態に対する責任性の判断の3視点及び実行可能性が見積もれないときに、他の援助者への援助の連鎖過程の発生を参考として事例との具体的対応を通して設定したものである。

表1—A 事例表(主たる)

事例 No.	035	033	001
緊急事態の概要	線路を歩いていた3歳 女兒に列車接近	線路内に立ち入った4 歳男児接近する列車の 警笛で動けなくなる	友達の中学生と学校帰 り防波堤の上を走って いて高波にさらわれる
発生年月日	8X・4・18	8X・6・24	8X・3・18
1) 主たる援助者と援助場面の状況			
1) 主たる援助者の属性	41歳男 自動車運転手	16歳男高校生	57歳男漁業
2) 被援助者の属性	3歳女	4歳男	15歳男中学生
3) 両者の関係	特になし	特になし	特になし
4) 発生場面に関係した人々	いない	いない	中学生3人(非援助者 の友達)
5) 事態発生の直接責任の所在 原因とする事柄	被援助者 線路を歩く	被援助者 線路を横切ろうとする	被援助者 防波堤の上を走る
6) 事態発生と主たる援助者の係わり	無し	無し	無し
7) 緊急事態の判断における他者の役割	自分で	激しくなる列車の警笛	有り 中学生からの通報
8) 緊急性の程度の見積もり	非常に高い 列車接近	非常に高い 列車接近	非常に高い
2) 主たる援助者の援助責任の促進過程			
1) 事態発生の主たる援助者の責任	無し	無し	無し
2) 被援助者との関係による責任	子供と成人	子供と高校生	中学生と成人
3) 他者の援助行動が存在していること により生じる責任	無し	無し	他の中学生が援助を求 めている
4) 他の援助者の属性	24歳男(運転助手) 80歳代男(線路近く歩 く)	50・60代女6人	中学生3人, 49歳男・ 44歳男・34歳男
5) 事態に面した人々の中で 役割による責任	有り, 上司と部下	有り, 他者は中年婦人	有り, 成人の中では職 務上の役割高い
距離による責任	無し, 主たる援助者は 距離は遠い, 助手側近 い	有り, 主たる援助者は 距離は近い	無し, 主たる援助者よ り中学生が近い
6) 他者の援助の欠如による責任	有り	有り	有り
・他者が援助行動をしない	近い助手がすぐんで動 けず	—	—
・他者の援助の失敗による	—	無し	—
・他者の能力不足による	老人傍観	婦人騒ぐだけ	高波で中学生では不可 能
3) 援助行動の選択過程			
1) 他者のとっていた援助行動の種類	無し	無し	他者の援助を求める
2) 想起した介入様式の数及び内容	とっさに行った。考える 余裕無し	1. 走って行き連れだ す	1. 舟を出して助ける
3) 選択した介入様式の実行可能性の見積 り	考える余裕無し	有り, これしかない	有り, 漁師であり, 湾内 協力者3名有り
・選択した介入様式の危険度の見積り	高いが考える余裕無し	非常に高い, 列車接近	高い, 高波中
・選択した介入様式の経験	無し	無し	援助経験は無いが舟は 仕事
4) 介入様式につき他者からの指示の有無	無し	無し	有り, 中学生から
5) 他者への介入についての指示の有無	無し	無し	有り, 119番連絡を指示
6) 介入様式の変化の過程 (他者の援助行動への移行)	被援助者線路に入り危 ないとおう⇒列車接 近⇒助手降りようとする が動けず⇒援助者車 から降りて⇒かけよる ⇒抱き抱えて⇒線路外 へ⇒列車通過	警笛の連呼で気づく⇒ どげどげと声をかけな がら走る⇒線路に入り ⇒抱き抱えて⇒線路臨 へ出る⇒列車通過⇒駅 員に子供をわたす	道路を車で通行中⇒援 助要請⇒降りて舟をだ す⇒舟に引き上げる⇒ 気を失った被害者に刺 激をあたえ⇒岸へ向か う⇒道路へ上げる⇒救 急車へ

援助者の視点から)

034	036	031	039	008
堤防上で遊んでいて高波にさらわれて湾内におちる, 天候悪い 8X・3・23	堤防で遊んでいて川に落ちたボールを拾おうとして落ちる 8X・5・10	釣りにきて堤の土手から滑りおちる 8X・4・28	自殺しようとして堰へ飛び込む 8X・8・9	被援助者と友達3人と帰宅途中用水路に落ちる 8X・5・31
41歳男漁業 16歳男高校生 特になし 被援助者の同級生2人 被援助者 荒天堤防上で遊ぶ 無し 有り 被援助者の同級生から非常に高い	58歳男無職 8歳男小学生 特になし 小学生1人 被援助者 ボールを拾おうとして川に落ちる 無し 小学生が川をみていて溺れたといった非常に高い	37歳男農業 8歳男小学生 特になし 小, 中学生5人 被援助者 つりばでふざけて 無し 有り 連絡されて非常に高い	47歳男農業 47歳女主婦 特になし 無し 被援助者 自殺企図で川に飛び込む 無し 他者から援助を求められて 高い150m先に大きな段差あり	68歳男農業 6歳女小学生 特になし 被援助者の友達3人 被援助者 足をすべらして 無し 子供の叫び声 水量多く, 急流
無し 高校生と成人 有り, 手漕ぎの舟で行く人有り 30代男, 同級生2人 有り, モーター船である 無し, 既に前にいる — 無し 無し 他船は手漕ぎ	無し こどもと成人 無し 30代女, 成人男3人(後で呼ばれて集まった)小学生 有り, 小学生と成人 小学生の次には近くにいた 有り — — 子供	無し こどもと成人 無し 34歳女, 30歳男, 60代女, 小中生5人 有り, 泳げるのは自分だけ 無し, 主たる援助者は距離遠い 有り 他者は, もはや傍観 既に失敗 子供, 泳げない	無し 女性と成人 援助の要請 67歳男(近くにいた)40歳女を声さく 有り女性・老人と成人 無し, 主たる援助者は距離は遠い — — — 老人, 女性	無し 小学生と成人(援助者に挨拶をして通りすぎた後) 無し, 子供達の叫び声 子供達のみ 子供達と成人 子供達の次には援助者が近い(近くで畑仕事) — — — 子供達なので
手漕ぎ舟で現場へ 1. 船で行き助ける 可能これしかない 高い, 高波 有り2度 有り 無し 落ちる⇒友達騒ぐ⇒湾内の舟一隻出る⇒援助者動力船で行く⇒探す⇒船に引き上げる⇒岸壁で友達に引き渡す	無し 1. 川に飛び込む 可能, 泳ぎに自信 高い, 増水, 冷水 有り 無し 有り30代女性に誰かをよびにやらせる 飛びこみ⇒舟のロープ投げる(水流早くため)⇒板をなげる⇒被援助者つかまる⇒ロープもって被援助者のところへ泳ぐ⇒舟に引きあげ⇒水吐かせる⇒岸へ行く⇒集まった人にひきあげてもら	無し 1. 飛び込み助ける 有り, 泳ぎ自信あり 有り, 低水温 無し 有り, 援助者の家族 有り, ロープを引く 子供落ちる⇒友達騒ぎ出すが無理⇒近くの子供に助けを求める⇒人をさがす⇒援助者駆付け⇒既に2人成人だが傍観⇒飛び込む⇒だき上げる⇒抱いたままでは上がれずロープで上げてもらう⇒救急車	他の援助者をさがす, 被援助者に声をかける 1. 飛び込む 可能, 水深, 泳ぎに自信 やや高い, 自殺者なので 有り 有り, 助けを求められ有り, 引き上げられるを手伝うように 飛び込みを偶然近くにいた老人みる⇒人を呼ぶ⇒声をきき⇒援助者に伝える⇒岸にいき⇒堰に入り⇒抱き上げ⇒岸にあげる⇒救急車	子供達の叫び声 1. 引き上げる 高い, 良く知った場所 低い 無い, 容易だと思 無し 有り 子供の叫び声に気づく⇒現場にいざせから攔もうとする失敗⇒繰り返すも失敗⇒用水路において飛び込むも失敗⇒水流が淀み非援助者よりやくとる⇒援助助自身危険なる⇒通りかかりの成人に引き上げてもらう

表1—B 事例表(主たる)

事例 No.	025	020	018
緊急事態の概要	川辺で遊んでいて転落、悲鳴を聞き母飛び込むが本人も流される	川遊び中に落ちる近くにあった老人騒ぐ、離れていた子守川に入る。気づいた援助者救助	河原で友達と遊んでいて川に落ちる通すが2女性助けが失敗。成人(後からきた)に要請
発生年月日	8X・10・19	8X・9・3	8X・8・19
1) 主たる援助者と援助場面の状況			
1) 主たる援助者の属性	20歳会社員車で通りかかる	67歳男無職(釣りに来て)	45歳男, 商業
2) 被援助者の属性	3歳男・その母33歳	6歳女園児	11歳男, 小学生
3) 両者の関係	特に無し	特に無し	特に無し
4) 発生場面に関係した人々	被援助者のみ	子供達, 老人78歳	被援助者の友達2人
5) 事態発生時の直接責任の所在原因とする事柄	被援助者 足をすべらす	本人, 子守りの人(40歳)はたまたま用事あり現場離れる	被援助者 足をすべらし落ちる
6) 事態発生と主たる援助者の係わり	無し	無し	無し
7) 緊急事態の判断における他者の役割	母親の援助行動と悲鳴と他者の援助行動	子守りが飛び込む	前援助者からの要請
8) 緊急性の程度の見積り	高い	水深, 水流多い	高い, 水流多い
2) 主たる援助者の援助責任の促進過程			
1) 事態発生時の主たる援助者の責任	無し	無し	無し
2) 被援助者との関係による責任	子供女性と成人	子供と成人	子供と成人
3) 他者の援助行動が存在していることにより生じる責任	有り, 女性が飛び込む男性さおで助けよう	子守りの人が飛び込む	有り, 16歳女が援助の失敗
4) 他の援助者の属性	37歳男, 31歳男	75歳老人, 40歳子守り女性	16歳女専門学校生16歳女高校生
5) 事態に面した人々の中で役割による責任	特に無し	老人と女性	成人と女性
距離による責任	37歳男が近い	老人に近い	女性が近い, 主たる援助者は道路上を通る
6) 他者の援助の欠如による責任	有り	有り	有り
・他者が援助行動をしない	—	老人はただ「泳げない」といいつつ走るだけ	—
・他者の援助の失敗による	母親の失敗 37歳男の援助失敗	子守りは飛び込むが上げられない	女性が飛び込み引き上げようとしたが出来ない
・他者の能力不足による	—	—	—
3) 援助行動の選択過程			
1) 他者のとっていた援助行動の種類	物干竿で助けよう	子守り飛び込む(引き上げ失敗)	ひきあげ(失敗)成人へ援助要請
2) 想起した介入様式の数及び内容	1. ロープで	1. 川に入り引き上げる	1. 引き上げる
3) 選択した介入様式の実行可能性の見積り	有り	有り, 良く知った川	有り
・選択した介入様式の危険度の見積り	少ない	やや高い	少し有り
・選択した介入様式の経験	無い	無し	無し
4) 介入様式につき他者からの指示の有無	無い	無いが援助しているのをみる	援助の要請
5) 他者への介入についての指示の有無	有り	有り	—
6) 介入様式の変化の過程(他者の援助行動への移行)	川に落ちる⇒遠くで見た母悲鳴⇒37歳男気づく⇒母川にはいる⇒上がれず流される⇒37歳男竿で(失敗)⇒かけ降りた援助者ロープで上げ⇒人工呼吸(別人)⇒救急車	子供達騒ぐ⇒老人追っていく⇒子守り遠くから気づく⇒子守り川に入る⇒援助者被援助者に気づき救助引き上げ⇒人工呼吸(他者)⇒救急車	子供達騒ぐ⇒通りすがりの2女性気づく⇒傘差し出す(失敗)⇒川に飛び込む⇒引き上げよう(失敗)⇒成人への援助要請⇒成人引き上げ

援助者の視点から)

005	006	009	023	004
兄とその友達(学齢前)と中学校内の池で遊んでいて落ちる 8X・4・12	被援助者と兄と友達(学齢前)川辺りで水遊び中川へ落ちる 8X・4・12	被援助者と友達2人で岸壁で遊んでいて海に落ちる 8X・7・8	岸壁で釣りをしている、ゆるんだトラックのロープに引っ掛けられ(トラック移動)海に転落 8X・10・2	用水路のそばで遊んでいて足を滑らせ落ちる 8X・4・10
13歳女中学生 3歳男 特に無し 学齢前児4人 被援助者 足をすべらして落ちる 無し 有り、子供達の騒ぎ声、被援助者の兄からの要請 高い	12歳女中学生 2歳男 特に無し 被援助者の兄・友達(学齢前) 被援助者 足をすべらして 無し 無し、自分で判断 高い	31男警察官(非番) 4歳男 特に無し 被援助者の友達2人 被援助者 足をすべらして 無し 子供達の騒ぐ声、自分で判断 高い	34歳警察官(釣りに来ていた) 9歳男小学生 特に無し 小学生2人(2人とも転落)トラック運転手 トラック運転手(ロープはずしたまま発車) ロープに巻き込む 無し 2人の悲鳴 高い	35歳男農業 2歳男 主たる援助者宅へ手伝いに来ていた人の子供 無し 被援助者 水路に足をすべらす 遠くで見ている、内心心配していた 有り 被援助者の泣き声 高い
無し 中学生と子供 子供騒ぐ、被援助者の兄の要請 子供達 子供達(学齢前)と中学生 子供達のほかでは近い 有り — — 子供達では困難	無し 中学生と子供 無し 同級生と共に 子供と中学生、事態発生を見た より近くの橋の上に成人がいた 有り 近くにいた成人が傍観 — — 学齢前の子供達	無し 子供と成人 子供の騒ぐ声 子供達のみ 子供と成人(私用で近くに来ていた警察官) 子供達の次は援助者が近い — — — 子供達なので	無し 成人と子供 無し 32歳男(警察同僚釣りに来て)トラック運転手 無し 本人が近い、つき同僚、つき運転手 そこに居た人は皆援助行動をした — — — —	直接責任は無いが心配して見えていた 成人と幼児、手伝いに来ていた人の子供 他者がいない自分だけ 無し 無し 自分だけが直面 他者はいない — — — —
主たる援助者に援助を求め 1. 引き上げる 可能、良く知った場所 低い 援助経験は無いが容易に実行可能と思う 被援助者の兄から 一人で引き上げられず2階にいた友達を呼ぶ 池のそばに行く⇒手を伸ばす届かず⇒場所を変える⇒引き寄せる⇒引き上げられず⇒友達呼ぶ⇒2人で引き上げ⇒水吐かせよう⇒教師きて人工呼吸⇒救急車	子供達の声 1. 引き上げる 有り、良く知った場所 少ない 無いが、容易であると思った 無し 無し 危険な状態を見る⇒注意しようとする⇒躊躇⇒発生を見る⇒走る⇒引き上げ⇒服脱かせ抱く⇒来た被援助者の母に渡す	子供達の騒ぐ声 1. 飛び込み引き上げる 有り、警官としての経験 やや高い 無いが、警官としての経験も多い 無し 有り、119番へ電話 騒ぐ声⇒岸壁へいく⇒覗く⇒気づく⇒飛び込む⇒繋船足場に引き上げ⇒人工呼吸⇒近くの事務所へ⇒救急車	無し 1. ロープでひきあげる 有り 高くない 無いが警官としての経験あり 無い — 2人の悲鳴⇒トラックとまる援助者気づく⇒一人自力で遠い上がる⇒ロープでたぐって引き上げる	他者はいない 1. 水路にいったひきあげる 有り、細い水路(幼児には危険) 低い 援助経験は無いが、容易に実行可能 無し 無し 発生場面にかけつけ⇒水路から引き上げる

表1-C 事例表(主たる)

事例 No.	041	010	012
緊急事態の概要	海で遊んでいてボートの空気が抜けて溺れる	釣りにいき滑って岸壁より落ちる	海水浴中に沖合で溺れる
発生年月日	8X・7・27	8X・7・12	8X・8・2
1) 主たる援助者と援助場面の状況			
1) 主たる援助者の属性	61歳男漁業	15歳高校生(釣り場探しに来る)	19歳男大学生
2) 被援助者の属性	35歳女主婦	73歳男(釣りに来る)	8歳小学生
3) 両者の関係	特になし	特になし	特になし
4) 発生場面に関係した人々	小学生2人(被援助者の子供含む)3人でボート乗り	被援助者と友達	被援助者の母親
5) 事態発生 の直接責任の所在原因とする事柄	被援助者ボートの空気がぬける	被援助者足をすべらす	被援助者海水浴中に溺れる
6) 事態発生と主たる援助者の係わり	無し	無し	無し
7) 緊急事態の判断における他者の役割	小学生より「おじさん助けて」	被援助者の友達	被援助者の母から要請
8) 緊急性の程度の見積り	非常に高い	高い	高い
2) 主たる援助者の援助責任の促進過程			
1) 事態発生の主たる援助者の責任	無し	無し	無し
2) 被援助者との関係による責任	女性と成人	子供と成人	子供と大学生
3) 他者の援助行動が存在していることにより生じる責任	援助の要請おじさん助けて	無し	被援助者の母から指示
4) 他の援助者の属性	小学生2	16歳男(友達)2名 30代男2人(釣り)	被援助者の母, 男71歳, 男41歳
5) 事態に面した人々の中で役割による責任	有り, 小学生と成人	特になし	男成人(要請された)
距離による責任	無し, 主たる援助者は距離遠い(浜辺に)	被援助者が近い	被援助者の母, その近くの人(援助断る)が近い
6) 他者の援助の欠如による責任	有り	有り	有り
・他者が援助行動をしない	—	—	—
・他者の援助の失敗による	—	—	—
・他者の能力不足による	子供	高校生	被援助者の母は泳げない
3) 援助行動の選択過程			
1) 他者のとっていた援助行動の種類	一人は呼びにゆく・他は被援助者を支える	—	被援助者の母援助者を捜す
2) 想起した介入様式の数及び内容	2, 泳ぐ: 船をつかう	1, 先ず人を選んで引き上げる	1, 泳ぎ引き上げる
3) 選択した介入様式の実行可能性の見積り	有り, 船ありしかし泳ぐのは不安	—	有り, 泳ぎ自信あり
・選択した介入様式の危険度の見積り	低い 水に入らない	少ない	低い
・選択した介入様式の経験	有り	無し	無し, 海水浴中であり泳ぎは容易
4) 介入様式につき他者からの指示の有無	有り, 助けを求められ	被援助者の友達より	被援助者の母より要請
5) 他者への介入についての指示の有無	有り, 船に上げるのを手伝へ	皆で引き上げよう	無し
6) 介入様式の変化の過程 (他者の援助行動への移行)	溺れる⇒浜へ泳いで助けを求める⇒一人支える⇒援助者船を出す⇒引き上げる⇒人工呼吸⇒浜につく⇒救急車	落ちる⇒助けを求める⇒友達声をきくが不確か⇒離れている友達をつれて⇒声を確認⇒成る人を探す⇒援助者くる⇒皆であげる⇒救急車	溺れる⇒浜にいた母気づく⇒近くの人に要請⇒断られる⇒援助者に要請⇒救助⇒水吐かせ⇒人工呼吸(他者)⇒救急車

援助者の視点から)

011	015	028	038	037
川の近くで友達と遊んでいた幼児がいなくなり、川におちて流される 8X・7・16	兄弟らと川で遊んでいる流れに足をとられる 8X・8・11	友達と釣り中川に落ちる、友達助けられず成人を呼ぶ 8X・11・11	川遊びで深みにはまる 8X・8・9	学校帰り橋のうえて突風を受けて川に転落 8X・5・10
44歳男自営業 2歳女 近所の子供 子供達だが発生場面は見えていない 被援助者 足をすべらして 無し 被援助者の妻「知り合いの子が流されている」 高い、仮死状態	33歳男 10歳男 特に無し 被援助者の兄弟、従兄、兄弟3人 被援助者 川で遊んでいて流れに足とられる 無し 発生場面を見ていた向かいの家の71歳の叫び声 高い、水量多く	36歳男近くの家で作業中(土木作業員) 10歳男小学生 特に無し 友達(小学生)3人 被援助者 足をすべらして 無し 子供達助ける(失敗)、呼ばれた成人(34歳)手を出すが届かず 高い	31歳男販売業 12歳男小学6年生 特になし 小学5、6年生、6人 被援助者 足をすべらす 無し 無し 自分で判断 非常に高い 被援助者の状態	34歳男販売業 8歳女小学3年生 特になし いない 被援助者? 突風のため橋から落ちる 無し 無し、自分で判断 高い、水量から
無し 近所の子供、自分の子供もいっしょに遊んでいた 妻の連絡指示 妻、自分の子供 男成人 子供・妻がより近い 有り — — 子供、女	無し 成人と子供 発見者からの要請 71歳女、33歳男(主たる援助者の同僚) 要請された。老人と成人 子供達、老夫人在近い 有り — — 老夫人では困難	無し 子供と成人 有り、子供失敗、他の成人失敗 援助者の友達、成人(34歳)近くの床屋にいて依頼 特に無し 遠い 有り — 成人の失敗 子供達の失敗 —	無し 成人と子供 有り 小学5、6年6名 有り、他は子供 子供達以外では近い — 無し 無し 幼少	無し 子供と成人 無し 無し 自分一人 — — — —
妻の指示 1. 飛び込み引き上げる 有り、家の近くの川 低い、近くの川 無し 妻からの指示 有り 子供達さす⇒川で見付ける⇒母に連絡⇒服から近所の子と認識⇒夫に連絡⇒119番連絡⇒家族に連絡⇒夫川に入り引きあげ⇒水吐かせ⇒妻人工呼吸マッサージ⇒救急車	老夫人大声で助けを求める、33歳男援助の補助 1. 川に入り引き上げる 有り、職場の前の川 やや高い 無し 老夫人からの要請 無し 老夫人すぐ気づく⇒大声で援助⇒近くの職場の2人気づき⇒河原から川に入り引き上げる	手で助けよう 1. なにかで引き上げよう 有り、簡単 少ない 無し 無し(救急車サイレンを聞き) 無し 落ちる⇒友達助けよう(失敗)⇒成人を探す床屋に行く⇒床屋119番電話⇒客現場へ⇒手たすが届かず⇒気づいた援助者いきタオルで引き上げ⇒救急車	主たる援助者に援助を求める 1. 引き上げる 可能、水深 依い、水深 無し 有り 有り 落ちる⇒子供達さす⇒おとりかかった援助者に要請⇒飛び込み⇒引き上げ⇒人工呼吸⇒救急車	— 1. 棒につかまらせる 可能、棒につかまれるだろう 低い 水に入らない 無し 無し 無し たまたま通りかかる⇒落ちて流れている被援助者発見⇒棒を探す⇒見つからず⇒川下に見つかる⇒川に入る⇒抱きあげ⇒川を渡る

- 事例 035: 家近くの線路に入り歩いていた3歳女兒に列車接近。踏み切りに停車していた自動車運転手がとっさに車をおりて救助。(被援助者に近い運転助手は行動躊躇する)。
- 事例 033: 家近くの駅構内の線路に立ち入った4歳男児が警笛で立ち往生。列車接近の直前ホームにいた男子高校生が救助。
- 事例 001: 学校帰りの中学生が防波堤を歩いていて高波にさらわれる。友達ではどうにも出来ず、助けを求める。マイクロバスで通りかかった主援助者が舟を出し救助。
- 事例 034: 悪天候の堤防上自転車であそんでいた男子高校生が湾内に落ちる。湾内にいた漁師の人が動力船をだし救助。(別の人が先に手漕ぎ舟出すが困難)。
- 事例 036: 堤防であそんでいた8歳男子増水中の川に転落、友達の通報で近くの成人が初めはロープで救助しようとするが急流で困難、すぐに川に飛び込み救助。
- 事例 031: 堤に釣りに来ていた8歳男子であそんで落ちて。子供達救助できず、近くの家に通報。騒ぎで人集まるが冷水と水深から傍観、通報された家の主人が堤に飛び込み救助。
- 事例 039: 47歳女性自殺しようとして飛び込む。目撃した老人の声を聞いた40歳の女性の要請で近くに住む成人が飛び込み救助。(水量多く、近くに大きな段差が迫る)。
- 事例 008: 小学1年女子、友達と学校帰り水路に落ちる。近くの畑で草刈をしていた主援助者が川に入り、小学生を救助。しかし自らも危険となり、近くを通った成人に救助。
- 事例 025: 母と川辺に遊びに来た3歳男児滑って転落。母親救助に川にはいるが二人とも上がれず、悲鳴を聞いた帰宅途中の成人が救助。
- 事例 020: 6歳女兒川遊び中川に落ちる。子守の婦人用事で現場離れる。近くにいた老人追う。子守気づき飛び込むと一緒に流される。近くを通った成人が救助。
- 事例 018: 河原であそんでいた11歳男子、足をすべらして川へ、友達大声を上げる。帰宅途中の女子高生飛び込むが救助できず、さらに通行中の成人が救助。
- 事例 005: 学齢前の子供達が中学校の池であそんでいて落ちる。同中学生が子供達の声なきき、また落ちた子供の兄の要請で池にいき引き上げる。
- 事例 006: 2歳児が兄と川で水遊び中落ちる。学校がえりの女子中学生が遠くからこれをみていて走って引き上げる。近くに成人の傍観者がいた。
- 事例 009: 4歳児岸壁であそんでいて海に落ちる。子供の声で別な用事で近くに来ていた警察官が飛び込み助ける。
- 事例 023: 岸壁で釣りをしていた9歳男子が発車した車の緩んだロープに引きずられて海に転落。たまたま近くで釣りをしていた警察官が救助。
- 事例 004: 畑を手伝いに来ていた人の子供(2歳)が親の気づかぬうちに川に転落。遠くで見っていた手伝ってもらっていた主人がかかけ助ける。
- 事例 041: 35歳女性小学生の子供とその友達と海でボート乗中、空気が抜け溺れる。子供達は泳げるので通報。通報された浜にいた成人が舟で救助。
- 事例 010: 73歳男釣りに来て岸壁より落ちる。釣り場探しに来た高校生が声を聞き、近くで釣りをしている成人に通報救助。
- 事例 012: 母と海水浴に来ていた8歳女子小学生が沖合で溺れる。浜にいた母親は泳げず、すぐ近くの成人に助けを求めるが断られる。少し離れた大学生男子に要請救助。
- 事例 011: 2歳女兒が川近くであそんでいて落ちて流される。子供の声で近所の女性発見し、夫に通報。夫が川に入り救助。
- 事例 015: 10歳男子が兄弟らと川のそばであそんでいて流れに足を取られる。離れたところでたまたま見ていた老婦人大声で叫び、近くの職場にいた成人が出てきて救助。
- 事例 028: 川で釣り中の10歳男子川に落ちる。友達が助けようとするが困難。近くの理容店に通報。客の成人が行くが救助できず、近くの作業中の成人気づいて救助。
- 事例 038: 12歳男子小学生川遊びで深みにはまる。友達救助できず、通りすがりの成人に要請救助。

事例 037: 8歳女子小学生学校帰り突風で橋から川へ転落。偶然通りかかった成人男子が発見救助。

事例は、いずれも直ちに救助がなければ被援助者の人命に係わる緊急度の高いものであり、しかも対象のところで述べたように共通して緊急事態の発生に主たる援助者が関わっていないものである。このことはこの場合の援助行動の責任はその発生原因からは生じてこない場合であることを示している。事例は緊急度において共通であるが、主たる援助者がとった援助行動の危険度の見積もりにおいて違いがみられる。事例の順番は危険度の高いと思われるものから置かれている。事例035・033は、いずれも列車接近にかかわる危険度の高いものである。以下はいずれも水難事故であるが、事例001, 034, 036, 031, 039, は水量気候等の条件から危険度が高い事例である。事例008, 025, 020, 018は、直前の援助者が失敗し主たる援助者の援助によりともに救助された事例である。それ以下の事例は援助時に主たる援助者にとってはそれほど危険性は少ない援助行動と判断された事例である。事例005と006は中学生が主たる援助者である。事例009と023は偶然居合わせた警察官（非番）が援助した事例。事例004は他事例とは違って、主たる援助者と被援助者の保護関係がみられるものである。事例041と010は、被援助者が成人であり、事例012, 011, 015, 028, 038, 037は、いずれも被援助者は子供の事例である。

援助行動発生過程（事例の整理表：表2参照）

援助行動の発生の意思決定過程はA) 事態に気づく、B) 緊急事態の判断と援助の緊急性の程度の見積もり、C) 責任の見積もり、D) 介入様式の選択過程、E) 特定の介入様式の実行過程、F) 選択した介入様式の終了の各段階に区分できる。

A) 事態発生に気づく：何か異常なことが起こっていることに気づくことは最初のステップではあるが、ここでは気づきかたが問題となる。異常事態発生以前の状態から見ていたのかどうか、そうでなければどのような兆候で、どのような手段で気づいたのか。自らが最初に気づいたのか、被援助者、あるいは第三者からのサインによってなのか。これらは緊急性の判断、援助の必要性の判断に係わってくる。主たる援助者が事態の発生以前の状況から事態を見ていた例は事例034・004・006のみで、また偶然事態に気づいた例は事例037で他はいずれも被援助者を含む他者からのサインによっている。このことは異常事態に全く他者からのサインがなくて直接係わりの無い状況で気づくことは多くないことを示しており、逆に本来気づくことが容易な関係者内で処理できない事態を異常事態ということにもなる。いずれにしろ援助行動は援助者に気づかせることが最初に必要となり、そのサインが重要な役割を果たし、すでにこの気づかせる行為が以下の緊急事態の判断、責任性の判断の段階に直接関係することになる。

表2 事例整理表

事例No.	035	033	001	034	036	031	039	008	025	020
事態の緊急性	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
事態に気づく緊急性の判断	発生以前からみていた	—	—	見	—	—	—	—	—	—
	誰によって気づいたか	他者	他者	他者	自分	自分	他者	他者	他者	他者
	何で気づいたか	呼声	警笛	騒ぎ	変化	変化	呼声	呼声	叫び	騒ぎ
	判断の主体	他自	自分	自分	他者	他者	自分	他者	自分	自分
判断の拠	境	列車	列車	高波	高波	冷水	冷水	急流	急流	水量
	被援助者	幼児	幼児	中学	高校	小学	小学	自殺	小学	幼児
責任の見つもり	[発生前の状況]									
	被援助者との行動異同	異	異	異	異	異	異	異	異	異
	被援助者に気づく他者の存在	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	発生場面の親近性	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	被援助者との距離	3	1	有	有	有	有	有	有	有
	危険性の予測	—	—	—	有	—	—	—	—	—
	[発生責任]									
	事態発生の直接原因	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援
	直接原因にかかわる責任	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護
	主援助者の発生責任	無	無	無	無	無	無	無	無	無
[責任促進その他の条件]										
関係者の存在	無	無	友達	友達	友達	友達	無	友達	保護	保護
主援助者との保護関係	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
主援助者指定要請	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有
他者の援助行動	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有
援助の失敗	有	—	有	有	有	有	有	有	有	有
能力不足			子供	子供	子供	子供	女性	女性	女性	女性
援助依頼の連鎖数	1	1	2	3	2	4	3	2	2	3
介入様式の選択実行	[介入様式の選択過程]									
	想起した介入様式数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	介入様式の危険度	高	高	高	高	高	高	高	低	低
	介入様式実行可能性	?	有	有	有	有	有	有	有	有
	選択した様式の経験	無	無	有	有	有	有	有	無	無
	介入様式と日常関連	無	無	有	有	有	有	有	無	無
	他者への指示	無	無	有	有	有	有	有	有	有
援助の終了	保護者	駅員へ	救急車	友達へ	友達へ	救急車	救急車	友達へ	救急車	救急車
事例 No.	035	033	001	084	036	081	039	008	025	020

注：①；高：緊急性が高い，高（太字）：緊急性が非常に高い。②；見：発生場面を見ていた。③；被援：被援助者によって，④；呼声：助けを求める声，変化：事態の変化，騒ぎ：全体としての動き，⑤；他自：他人及び自分の両方。⑥；高さ：安全な場所へ移行する為の高さがかなりある。⑦；自殺：被援助者が自殺企図者，浴不：泳げない・溺れている。⑧；気：

(援助行動実行過程)

018	005	006	009	023	004	041	010	012	011	015	028	038	037	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	①
—	—	見	—	—	見	—	—	—	—	—	—	—	—	②
他者騒ぎ	他者呼声	自分変化	他者騒ぎ	被援悲鳴	被援悲鳴	他者呼声	他者呼声	他者呼声	他者呼声	他者呼声	他者呼声	他者呼声	自分変化	③
自分	他者	自分	自分	自分	自分	他者	他者	他者	他者	他者	他者	他者	自分	④
水量	—	—	—	—	—	水深	高さ	水深	—	—	—	—	—	⑤
小学	幼児	幼児	幼児	小学	幼児	浴不	—	浴不	幼児	小学	小学	小学	小学	⑥
														⑦
異	異	異	異	異	異	異	異	異	異	異	異	異	異	⑧
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	⑨
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	⑨
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	⑨
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	⑨
被援	被援	被援	被援	他援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	強風
被援	保護	保護	被援	被援	保護	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	被援	無
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	⑩
														⑩
友達	保護	保護	無	無	保護	保護	無	保護	友達	友達	友達	友達	無	
一般	一般	一般	一般	一般	特殊	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
女性	子供	子供				子供	子供	子供	子供	子女	子供	子供		⑫
3	2	2	1	1	1	2	3	2	4	2	4	2	1	
1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
やや	低	低	やや	低	低	低	低	低	低	低	低	低	やや	
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	⑬
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
病院へ	救急車	保護者	救急車	友達へ	保護者	救急車	救急車	救急車	救急車	友達へ	救急車	救急車	保護者	
018	005	006	009	023	004	041	010	012	011	015	028	038	037	

気づいている。⑨；数字は現場にいた場合のいたひとのなかで主援助者の近い距離の順序，離：現場から離れていてその他の人が近くにあった。⑩；被援：被援助者。⑪；保護：保護者。保護のゴジックは現場にいた保護者がいた場合。⑫；子舟：子供のためと舟が動力船でない。子女：子供および女性。⑬；浴：海水浴をしていた。

B) 緊急事態との判断と緊急性の程度の見積もり: ここでは緊急事態との判断が何によりどのような経路によったかが問題となる。A)と同様、自分で、被援助者から、第三者からのサインによるかが後の責任性の判断に係わってくる。つまり、異常事態の発生が緊急事態であることとともに告げられたとき、その他者判断を受入れる場合(事例039・005・010・011・015・028)とそれを含めてあらたに判断をする場合とがでてくる。事例034は異常事態に気づいているが、他者からの援助要請で緊急事態と初めて判断したことになる。さらに緊急性の高低が判断され、その根拠が老幼などの被援助者側の状態に主としてよるものか、列車接近・高波・急流などの状況によるのかにより援助行動の選択や実行に違いが出てくる。緊急性が高度に高いとされたものは両者の条件がかさなった事例035から018および041・012である。このことは介入様式の危険性に係わることになる。

C) 責任の度合い見積もり: 援助過程の最も重要な局面である援助責任の有無とその程度の判断の過程である。この責任判断に係わる要因について、以下のように考えられた。

責任判断に係わる要因

事態発生以前の状況: 発生以前に被援助者と同じ行動をしていたのか、被援助者の存在に気づいていたか、発生場所を見ていたか、被援助者との距離(社会的物理的)の近さはどうか、発生場面の親近性はあるか、他者はいないか、危険性の予測はしていたか、これらはいずれも事態発生にかかわる原因との関与で注目された。これらのことが、それぞれ該当する場合同時に緊急事態との判断・介入行動への移行が円滑となる。しかし、本事例の主たる援助者の場合被援助者の行動とは物理的にも離れ、行動も異なっている。当面している事例は6事例、距離的に近いものは3事例である。つまり一般に発生以前の状況では責任性が高まる条件は少なかったのである。

事態発生の直接の原因: 直接原因とそれを引き起こした責任の所在・事態に直面した人(人々)の責任の有無は援助責任に係わる。本事例では被援助者の不注意など直接原因は被援助者に帰せられるものが中心(24例中22例)であり、本調査の対象の限定性を留意しなければならない。しかし、事態に直面したり本来当面しなければならない人の中では、その責任が存在する事例は8事例(事例035・033・025・020・005・004)ある。主たる援助者に関しては事例004のややあるとみられる事例以外はない。

被援助者との関係: 被援助者となるべき人と援助行動を起こそうとする人の保護的關係があるかどうか、親子、友人、雇用関係など特殊な保護関係はもっとも重要なものであるが、それがなくても年長一年少、男女といった一般的保護関係も係わる。これは男や年長者が助けるべきだといった行為規範と考えるよりは、現実場面では援助

可能性の落差といった援助能力を意味していると考えられた。他者が存在しない場合大きな落差がなくても、そのことが相対的な保護関係を形成する。主たる援助者は1例をのぞき（事例 004）一般的な保護関係にあった。

事態に面した人々との関係：援助場面に複数の人がいる場合、他援助者の関係が問題となる。場面への距離・到着の順序という形式的側面と発生責任、特に特殊的保護関係等にあるひとと援助者の関係及びその人からの指示の有無が重要である。また援助者間に既存の役割関係（職場上司部下関係等）がある場合も行動分化が容易である（事例035・001）。このことは役割が曖昧な緊急場面の構造化を早め、行動生起を容易にしたことになる。前援助者の援助行動の失敗及び援助能力の不足は他援助者の行為責任に係わる。本事例では主たる援助者の援助以前に援助の失敗及び能力不足の事例は19例である。

以上の諸要因が関連する責任の促進と抑制に関してまとめると、先ず事態発生責任の有無が主要な様相となる。本対象事例の場合、主たる援助者はすでに見てきたように発生にはいずれも責任がない。しかし他の援助者で原因に係るものはこの責任性から、先ず援助行動が起きる。この有責意識は援助行動を促進するが、そのことが援助行動実行可能性との関係では多様な行動をとらせる。特殊的保護関係にある責任を有した援助者は援助行動の実行可能性を越えて行動化され（やむにやまれず）結果的に援助が失敗し、場合によっては自らが援助対象者に転じることもなる（事例 025・020 の母親や子守）。また有責性がありながら援助能力の関係から実行不可能の場合には関係者を越えて能力者を探して要請する援助の連鎖がおこる。今回の主たる援助者の多くはこの連鎖の結果登場することになる。表にみるように連鎖数は2から4に広がっている。このような被援助者との保護関係は親子といった特殊な保護関係だけでなく、年少と年長といった一般的保護関係も加わる事は指摘した通りである。

次に援助場面の他者との関係では、(i)他者の不在、(ii)他者が援助をしている＝この場合援助している他者が、発生責任性と保護関係において自分より上位にある場合は援助責任は減少するが、下位の場合は逆に他者の行動が援助責任を増加する＝、(iii)他者からの指示による＝被援助者からの指示は重要な責任を生じさせる、援助の連鎖による指示も責任を増加させる、主たる援助者は、又他者への指示をしやすくなり、その指示は受入れやすい＝、(iv)事態に面した人々の発生場面との距離の大小＝近いほど責任があると思われる＝、(v)事態に面した人々の中での役割＝これは年少・年長、男・女、通常の社会関係上の地位職業等の援助能力の差が問題となる＝、(vi)他者の援助行動欠如による＝他者が援助行動をしない・失敗した・援助能力不足は援助責任を増大させる＝、の各点が責任の促進に

係わる。

D) 介入様式の選択過程: 援助責任が見積もられると、あるいはそれと平行して介入様式の選択がなされる。その時すでに他者が援助行動をしている場合にはそれとの関係で援助様式が選択される。想起した介入様式それぞれの実行可能性と危険度の見積もりがなされる。緊急性が異常に高い事例(035)や有責性を非常に高く感じた場合(事例025・020の保護関係者)は行動はとっさであり選択した自覚はない。この結果は場合によっては援助者も犠牲者と転ずる事になる。今回の事例の主たる援助者は援助の連鎖過程で登場する例が多いので選択様式は比較的明瞭で、実行可能性も高く判断している。この介入様式の判断に係わる要因として技術的な経験がある。水難事故などは漁業関係者にとっては技術的な準備状態にあるし、事例009・023の職務外の警察官にも該当した。

E) 特定の介入様式の実行過程: 特定の介入様式が選択されると実行過程となるが当初の介入様式が一貫して実行される場合もあるが、現実の介入の段階で刻々変わる事態により介入様式の変化がおきる場合がある。他の援助者の先行介入により事態の緊急性は変化=減だけでなく増もある=し、また自らの最初の介入様式により、失敗・悪化することがあり、それに対応して第2・第3の介入様式が想起選択される(事例036の変化の場合)。被援助者が援助過程とどう係わるか、被援助者は協力的だけではなく、暴発行動等援助行動の実行に促進的あるいは妨害的な多様な影響を与える(事例039の自殺企図者の場合)。

F) 選択した介入様式の終了: 援助行動によって緊急事態を脱すると、被援助者は本来の援助義務者・保護関係者・職務上の援助者(救急隊員等)等への援助の移行がなされる。このことは、この場合の緊急事態の援助とはこのように本来的に援助すべき役割で無い人によって行われた援助行動であることを示すものといえる。

考 察

以上結果で示してきた援助行動の意思決定・実行過程の諸段階は基本的には従来の枠組みと相違はないが、今回の事例が対人的被害(被援助者が人によって被害をもたらされている場合)ではなく、主たる援助者に発生責任がないという特徴を持つという限定のものであっても現実の生起の過程は実に多様であることがわかる。最も重要な様相である援助責任の判断においても、(1)、事態発生との係わり、(2)、被援助者との関係、(3)、発生場面にいる人々の間での関係の3側面が相互に関連してくる。事態発生と責任の関連も単純ではない。加害行動のような対人的被害の場合、加害者に事態発生の一時的原因があるが、加害の抑制そのものが援助行動である場合、当然その人物にその場での援助の責任を問うことはないし、意図的加害行動が原因で急流に衝き落とされた被害者の援助をその場で加害者に期待することはしない。対人的被害でも意図的でない過失の場合、その加害者は援

助の責務が生じる。被援助者自身の過失が直接原因の場合、一般には外部に原因がある場合よりも援助はされにくい。しかし、今回取り上げた緊急事態の場合は状況は異なってくる。緊急事態とは被援助者自身が当然事態を回復しようと努力するがその努力にもかかわらず、事態は急激に悪化し放置しておけば回復できないようになる事態である。このような緊急事態では原因に間接的に係ったと推定される人に先ず責任が課せられる。この場合一般に(2)の被援助者との関係が問題となる。(i)親子等の特殊的な保護関係は援助責任の中心となる。(ii)事態発生以前に被援助者と共通な行動等の係わりの存在は当然保護関係を形成する。(iii)被援助者との保護関係は成人と子供といった一般的な保護関係も係わる。(3)の援助場面に当面した人の間の関係はより複雑である。(1)(2)に係る人物とその他の人物とがどのような関係(物理的社会的)にあるのか、そしてその(1)(2)に係る人物が直接係わりのない人々の関係を援助要請等でどう構造化し行動水路をつくるのが重要となる。緊急事態の場合この援助責任の重大性の増加(一般に(3)⇒(2)⇒(1)の順番が考えられるが(1)と(2)の重なりはもっとも強い。)は具体的な介入行動の実行が先行され援助可能性は重視されにくい。事態の緊急性と責務の重大性は生理的活性化はともかく援助能力を増大させるわけではないので(事態に当面した人々は援助を想定した関係ではない)行動化の急迫が援助可能性の冷静な見通しを失わせる。こうしてとられた援助行動が成功裏に終了すれば問題はないが、事態に当面したひとの限定性から援助の失敗・能力不足という結果となることは当然多く、この場合援助要請の枠は拡大され援助の連鎖が起こる。そこでは事態の発生等の責務とは無関係の援助能力者が選択される。彼は援助場面で、すでに展開した援助行動を情報として援助可能な行動を選択する。しかし、ここに登場する人物は行動への責務性は援助要請等により水路化されなければ一般には高くない。つまり援助行動の実行とその成功は行動への責務と援助実行可能性の二視点の交差構造として考えられる。それが時間の緊迫した事態でどう関連するかが成功・失敗を分化させる。

このように現実の援助行動は、事態に当面したそれ以後係わってくる他者との関係において多くの行動水路を分化していく。結果で示された細部での意思決定の分化は、今後実験研究をふくめて実証的に検討されねばならない多くの事を示唆している。援助場面は援助者が一人の場合でも被援助者との二者関係を前提とするし、実際はすでに見てきたように多様な多数の人物が登場するのが普通である。そして、その個々の人物の係わり方、登場の仕方により援助場面は様相を大きく変容させていく。援助行動はそれに係わる個々人の行動であるとともに、そのような相互の影響関係事実でもある。援助行動の従来の分析が実験的に設定されたひとりの援助者の心的過程を精緻に分析しようと試みてきたが、一方で社会的行動としての援助行動はこのような被援助者やそれに係わり登場した人物を含んだ場合の中で全体的構造的にとらえていく必要性をこの事例研究は一層強調するもの

となった。ここでは今後そうした場面構造全体の変化の過程の理論化に向かうためのステップとして仮説的に移行段階を設定してみる。

(1)最初の段階は緊急事態発生前の状況である。平常状態の被援助者(となる人物)と他者の関係は援助実行の方向性を限定してくる。(2)次に異常事態発生の場面である。ここではその原因(非援助者によるか外部一他者による・物理的な原因—によるか)とそれが場面にどう付置されているかが援助への有責性と援助可能性に係わる。(3)発生状態に直面した人々が異常事態となっている被援助者に向かって注意し、次いで行動が集中化する段階、(4)援助行動実行に向かって散在的対人関係が構造化され援助が実行される段階。この段階はさらに3区分できる。(i)発生に関係する人々を中心とした第一次的な援助活動が実行される、(ii)この限界を越えたとき直接関連のない人物が援助実行可能性の為に組み込まれる。(iii)援助可能な援助行動が実行される。(5)緊急事態が終了し本来の役割(援助や保護)を担った人物や機構に被援助者が移行するなどの常態にもどる段階。そしてこのような各段階に登場する個人はその主体的行動の展望を他者との関係のなかで調整して援助行動と係ることになる。以上の諸段階のうち、(4)段階が最も重要であるが、特にそこで注目されることは、たまたま当面する人たちの関係をいかに援助に向けて構造化できるかということである。都会の雑踏を含め緊急事態はもともと散在的な人間関係の前で突然発生する。そのとき当面する人々を、いかに援助に水路づけるように場面を構造化するかが重要になる。この構造化は行動する個人の側からは行動予測と展望を具体化し行動化を容易にすることになる。今後、さらに今回取り扱えなかったような種類の援助行動を事例的に分析しこの場面の变化のモデル化を精緻にしてゆかなければならない。援助行動研究には現実の行動の分析から得るも尚多く、事例研究が重ねられていく必要は十分あるといえる。

付記: 本論の資料の一部は石山明「援助行動に関する実証的研究」昭和58年度岩手大学人文社会科学部卒論、小田茂子「援助行動に関する実証的研究」昭和60年度同、(筆者指導)による。

引用文献

- 安倍淳吉 1978 犯罪の社会心理学 新曜社。
 Bar-Tal, D. 1976 Prosocial Behavior Theory and Research. John Wiley & Son.
 Berkowitz, L. (1972) Social Norms, Feelings, and Other Factors Affecting Helping Behavior and Altruism, *Advance in Experimental Social Psychology* 6 63-108.
 細江達郎 1983A フィールド・リサーチ論 青年期の社会心理学的接近をめぐる、青年心理 37 148-160.
 細江達郎 1983B フィールド・リサーチ論 社会心理学的フィールド・リサーチの実際、青年心理 38 150-168.
 細江達郎 1985 援助行動の事例的研究 犯罪心理学研究 22 特別号 42-43.
 細江達郎 1986 走行速度と「規範」との関連に関する調査研究 日本応用心理学会第53回大会発

- 表論文集 87-88.
- 細江達郎 1987 援助行動の事例的研究(2) 犯罪心理学研究 24 特別号 132-133.
- Kaplan, J. 1982 A Legal Look at Prosocial Behavior: What can happen if one tries to help or fails to help another. J. C. Brigham & L. S. Wrightsman (eds) *Contemporary Issues in Social Psychology*, Brooks/Cole PC 22-29.
- Krebs, D. L. & D. T. Miller 1985 Altruism and Agression, Lindzey, G. & E. Aronson (ed) *Handbook of Social Psychology* v. II, Random House 1-71.
- Latané, B. & Darley, J. M. (1970): The Unresponsive Bystander; Why doesn't he help? Appelton-Century-Crofts. 竹村研一, 杉崎和子訳 (1977) 冷淡な傍観者: 思いやりの社会心理学 プレーン出版。
- 松井 豊 1985 援助行動の生起に関する理論モデルの動向 東横学園女子短期大学紀要 20, 104-115.
- Matza, D. 1964 *Delinquency and Drift*, John Wiley & Son.
- Schwarz, S. H. & J. A. Howard (1981) A Normative Decision-Making Model of Altruism Rushton J. P. & Sorentino R. M. (eds): *Altruism and helping behavior*. Lawrence Erlbaum Associates. 189-211.
- Smithson M., P. R. Amato & Perace, P. 1983 *Dimensions of Helping Behaviour*, Pergamon Press.
- 竹村和久・高木 修 1987 援助行動および被援助行動における原因帰属の次元 実験社会心理学研究 27-1 15-25.
- 竹村和久 1987 援助行動の意思決定モデル 中村陽吉 高木 修編「他者を助ける行動」の心理学 33-45 光生館。
- 高木 修 1982 順社会行動のクラスターと行動特性 年報社会心理学 23 135-156.